

新潟市教育委員会 令和2年11月 定例会会議録

日時	令和2年11月20日(金) 午後3時30分			
場所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	前田 秀子			
出席委員 (8名)	田中 賢一	出席委員	渡邊 純子	
	渡邊 節子		大宮 一真	
	山倉 茂美		五十嵐 悠介	
	小野沢 裕子	欠席委員		
	市嶋 洋介			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (14名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	池田 浩	中央公民館長	浅間 直美
	教育次長	古俣 泰規	中央図書館長	吉田 英津子
	教育総務課長	渡辺 和則	教育総務課 課長補佐	佐藤 夏樹
	学務課長	加藤 浩志	教育総務課 係長	秋山 悟
	施設長	高橋 裕幸		
	保健給食課長	東 理 守		
	地域教育推進 課長	宇ノ井 修二		
	学校人事課長	吉田 亨		
	学校支援課長	山田 哲哉		
生涯学習センター 所長	枝並 素子			
他部署 出席者(0名)				

開会	時刻	午後 3 時 30 分
	宣言者	教育長
付議事件 (4 件)	議案第 28 号	新潟市公民館条例施行規則の一部改正について
	議案第 29 号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について
	議案第 30 号	令和 2 年 11 月臨時会の議案について
	議案第 31 号	令和 2 年 12 月定例会の議案について
	議案第 32 号	教職員の人事措置について
報告 (4 件)	成人式の開催について	
	いじめの対応について	
	令和 4 年度 新潟県公立高等学校入学者選抜学力検査等の実施期日について	
	潟東地区公民館の指定管理について	

第1 開会宣言

- 教育長 午後3時30分 開会を宣言する。
これより、教育委員会定例会を開催いたします。
本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。
(異議なし)

会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に市嶋委員及び渡邊純子委員を指名します。

第2 報告

- 教育長 次に、日程第2 付議事件に入ります。
はじめに、議案第28号 新潟市公民館条例施行規則の一部改正について、中央公民館から説明をお願いします。
- 中央公民館長 よろしくお願ひいたします。新潟市公民館条例施行規則の一部改正について、説明をいたします。

付議1をご覧ください。1、改正理由です。令和2年9月議会において、豊栄地区公民館の一部が北区役所新庁舎3階に移転することに伴う新潟市公民館条例の一部改正を行い、豊栄地区公民館の位置や使用料の額の改定、また公民館と同じ階である区役所会議室を公民館施設として貸し出す日時と使用料の額を規定しました。この度は、これに関連する規則の改正を行うというものです。

2、改正の内容です。公民館条例施行規則の別表中の豊栄地区公民館の利用時間に、区役所の会議室を公民館施設として貸し出す利用時間を加えるものです。

3、施行期日は、条例の施行期日と同じ令和3年2月1日です。

付議2は、具体的な改正内容、付議3と4は新旧対照表です。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

- 教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、議案第28号について、承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

次に、議案第29号 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について、教育総務課から説明をお願いします。

- 教育総務課長 ご説明の前に、先ほど、来週の視察の件の時間につきまして、確認をさせていただいたところですが、机の上に、来週の時間を記載したものを配付させていただきましたので、そちらでご確認いただければと思っております。よろしくお願ひします。

では、議案第29号新潟市教育委員会組織規則の一部改正についてです。こちらにつきましては、先ほど、公民館条例の位置の変更、使用

料の変更等のご説明がございましたとおり、北区役所の移転に伴いまして、現在、北区役所の中にごございます北区教育支援センター、こちらが同様に位置が変わるという内容のものでございます。こちらは現在、3階建ての内2階の部分に教育支援センターが入りまして、区の地域総務課と行われるという形での配置になります。施行期日につきましては、令和3年の2月1日からとなります。

付議6ページと7ページにつきましては、規則の内容、新旧対照表となっております。

○教育長

ただいまの説明に、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第29号について、承認するというところでよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

次に、議案第30号 令和2年11月議会臨時会の議案について 及び議案第31号 令和2年12月議会定例会の議案については、議会へ公表前であること、その次の議案第32号 教職員の人事措置については、人事案件であることから 非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。よろしければ公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議します。

(異議なし)

第3 報告

○教育長

次に、日程第3 報告に入ります。

はじめに、成人式の開催について、地域教育推進課から説明をお願いします。

○地域教育推進
課長

よろしく申し上げます。報告の1ページです。令和2年度の成人式の開催について、記させていただきました。11月12日、市長の定例会見において発表させていただきました。ホームページにも同時にアップしてございます。令和3年1月10日 日曜日に開催いたします。

本年度は、感染症対策といたしまして、2部制で実施いたします。第1部を12時半から開始、第2部を15時からの開式ということで、区で割りまして、人数が同じになるようにいたしました。前半が中央区、江南区、西区、後半が北区、東区、秋葉区、南区、西蒲区と分けました。およそ、人数は同じになっております。会場は、そこにお示ししたとおりです。

4、対象者についてです。例年、約6割ほどの新成人の皆さんが参加していただきます。今年度においては、約4,000人くらいだろうと見越しております。つまり、1回当たりの人数は約2,000人になるというふうに考えているところでございます。

委員の皆様方からも、来賓としてお出でいただけるとありがたいです。詳細に関しましては、いちばん下のその他に記載いたしましたので、12月上旬に案内状を発送させていただきます。

6, 運営体制について。受託者は、株式会社新宣・サップセキュリティ共同事業体でございます。

7, 広報関係についてです。案内状のはがきを12月中旬に発送しようと考えております。11月末日の住民登録をも基に発送いたします。今回は、その案内状に入場券を付け加え、氏名と住所はすでに印刷済みの状態のところ電話番号と連絡先を記入していただき、入場券として当日お持ちいただくというふうにと考えておるところでございます。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○渡邊(純)委員 案内はがきに入場券をつけるということで、そうしますと住民票を、例えば県外の大学に移している人は、今回は参加できないということになりますか。

○地域教育推進課長 例年、案内状は住民票を基に発送しておりまして、県外の方からも、どうぞお出でください、案内状がなくても大丈夫ですとアナウンスをして、お出でいただいています。今年度も同様に考えております。入場券を忘れた方、あるいは市外の方からは当日直接お出でいただき、その場で記入していただき出していただくというふうを考えております。

○渡邊(純)委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。ありませんでしょうか。では、ほかにないようですので、この件については以上とします。

次に、いじめの対応について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長 よろしくお願いたします。報告2のシート1をご覧ください。先月の定例会でご報告申し上げた問題行動調査で、いじめの千人当たりの認知件数が全国の政令市の中でトップであったお話をさせていただきました。文部科学省でも、このことを非常に高く評価をいただいております。全国から、いろいろな問い合わせが文部科学省に行くのだそうですが、新潟市の取組みを参考にしてくださいというふうにおっしゃってくださっているそうです。それを説明するときに、ぜひ、新潟市の取組みが一目で分かるような一覧があるとありがたいと依頼がございまして、生徒指導班、専門官のほうで作成したものがこの表でございます。

改めて概要をご説明いたしますと、四つに色が分かれておりますが、まず、いじめの定義をしっかりと各学校が理解できるように方策を講じてきたということがございます。各種研修会等で、徹底的に周知をしてまいりました。

二つめが、青色のところですが、いじめの未然防止です。支持的風土づくり、各校の実態に応じた人間関係づくり、コミュニケーション等のプログラム等でございます。それから、いじめの早期発見、黄色い部分であります。日常観察とアンケート等の活用ということです。それから、いじめが起こったとき、認知したときの適切な対応ということで、教育委員会との連携について左側に示してございます。また、いじめへの適切な対

応の徹底ということで、いじめ初期対応ガイドブックを全教職員に配付しているということを一覧に示してございます。

一つ一つの文字が非常に小さくなっておりますので、それぞれの項目を拡大したものが、シート2以降でございます。シート2は、研修の体系を示したものでございます。初任者から第3ステージ、いわゆる12年研を終えたベテランの先生方、そして管理職等に向けて、それぞれの職種等に応じて研修を行っているということです。

シート3は、支持的風土の理念ということで、認め合い、傾聴・受容、支援、自律についてです。昨年度は、この理念を周知することに努めてまいりましたが、今年度はもう少しノウハウ的なものも、支持的風土だより「テロワール」を通じてお伝えをしているところです。

それから、シート4です。いじめアンケートでいろいろな自治体やマスコミの皆さんからお問い合わせがきたときにも、ここに非常に興味を示していただいております。やはり、これまでのアンケートは鉛筆を走らせている子どもは、きっとあの子はいじめられているのだというふうに周りから見られているのですが、みんなが〇×をつけて、みんなが同じように鉛筆を動かしているということ。さらに、このアンケートを行ったあとに、確実に教育相談を全員に実施しているということ。それから、複数の目で、このアンケートをチェックしているということから、いじめのきめ細やかな認知につながっていると認識しております。

シート5でございますが、いじめの程度のレベルを一覧に表したものでございます。いじめを認知したときには、即座に関係職員、管理職も含めて、いじめ緊急対応ミーティングを実施しておりますが、その際に必ず校長、教頭、管理職が、このいじめが低、中、高のどのレベルにあたるのかを判断したうえで即対応しています。

このレベルを、一部文言を改訂いたしまして、中レベルのところは、これまでは、「その日のうちに一定の解消をしたと判断できる」と書いてありましたが、今回、1週間を超えずにというふうに、もう少し期間を取るようになりました。それから、高レベルのところの真ん中あたりの四角、発生後、これまでは「数日が過ぎても」と書いてありましたが、1週間を超えてもというふうに変えました。

それから、市教委への電話の連絡、速報を必ず入れるという文言も加えました。それから黄色い枠のところでございますが、ここにも市教委の電話連絡というものを加えましたし、登校できない状況が発生とこれまでになっていたものを、1日でもあつたときというふうに、具体的に示しました。

さらに、黄色い枠のいちばん下に、状況が深刻というところの具体例といたしまして、差別的な発言、性非行、集団からのいじめという文言を加えました。以上、この改訂につきましては、先日、小学校長会全体がございましたので、そこでも具体をお示ししてご説明をしたところでございます。

このように取り組んできたことで、いじめの認知件数が3年連続で15,000件を超えているのですが、これはある意味、高止まりとも言えます。先月の定例会でもご指摘、ご指導いただきましたが、今後はきめ細やかな認知はアンテナ、感度はそのままに、やはりいじめの数そのものを減らすように、未然防止に力を入れてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

- 教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。
- 山倉委員 シート4のいじめのアンケートですが、左側のほうに、市立全校が、同じアンケート項目で年3回以上実施すると書いてあるのですが、学校によって多く実施しているところもあるのですか。学校によってですか。
- 学校支援課長 そうです。3回以上ですので、必要に応じて、それ以上実施いただいている学校もございます。
- 山倉委員 これは、教頭先生あたりが集計ですか。
- 学校支援課長 学級担任が自分のクラスを見るときに、必ず1人ではなくて、複数の目でということ、同じ学年の先生同士で見たりし合っています。集計自体は担任を中心にしています。
- 山倉委員 分かりました。ありがとうございます。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 田中委員 シート2ですが、左のほうに、いじめの定義の理解からいじめへの適切な対応までのところが緑、青、黄、赤となっていますよね。楕円形のところですよね。右側に赤、黄、青と使っているのですけれども、左との色の関連はあるのですか。
- 学校支援課長 これは、おそらく、総合教育センターが黄色になっていて、生徒指導案が赤というふうに相関はおそらくないと思われます。
- 田中委員 関係あるのかと。
- 学校支援課長 やはり、中身をよく見ると関連があります。失礼いたしました。
- 田中委員 やはりあるのですね。
- 学校支援課長 はい。ただ、その内容だけに特化してというわけではないと思うのですが、それを中心にということで示してあると思います。
- 田中委員 そういう意味合いが、この色別であるというのであればいいのだけれども、非常に色がどぎつく見えるので。私の目が悪いのがどうか分からないけれども。
- 学校支援課長 私も同感です。
- 田中委員 もう少し見やすい色にしたほうが、現場の先生方も見やすくなるのかと思ったりするのですけれども。関連があるのであれば、これはこれで仕方がないかもしれません。
- 学校支援課長 同じ色彩でも、少しトーンを落とした色彩とするよう、今後助言していきたいと思えます。
- 田中委員 よろしく願いいたします。

○小野沢委員 今の、目に厳しいというところですけども、左側の濃い赤のところ
に白抜きの字というのは、比較的に見やすいですね。この色の濃いところ
に黒い字で書いてあると、どうも色見づらいところがあるので、よく色弱だ
ったり、目に不自由な方たちは、黒字に白というのが一番見やすいとい
うふうに聞いたこともあるので、濃い色を使われる場合は、文字の部分
を白く変えていただければ見やすくなるのではないかと思います。

○学校支援課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○田中委員 中身は大変よくまとめられていて、外部の方もこの一覧を見て、全体の
つながりがどんなふうになっているかが大変分かりやすく整備されてい
ると思います。ありがとうございました。

○学校支援課長 ありがとうございます。

○渡邊(純)委員 私も、すごいきめ細やかで分かりやすいと思ったのですけれども、報告
3のシート2のところ、赤のところ、特に気になったのですけれども、そ
の中で、いじめ、けっこう、先生としてはやはりベテランの先生が受けて
ほしいという、このゲートキーパー養成というところが気になっていまし
て、学習指導会とかそういう研修とはまた全然、医学的な専門家が受け
たりとか、私も1回受けたことがあるのですけれども、精神科の先生たち
も受けたりとかするような研修なので、どういう対象の先生方が受けられ
るのかと思って気になったのですけれども、教えていただければと思
います。

○学校支援課長 参加対象になっている教員につきましては。

○渡邊(純)委員 そうですか。人数的には大体何人。

○学校支援課長 すべての学校で2人以上です。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件に
ついては以上とします。

次に、令和4年度 新潟県公立高等学校入学者選抜学力検査等の実
施期日について、及び 潟東地区公民館の指定管理については、公
表前であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませ
んでしょうか。よろしければ公開案件終了後に非公開案件として再開し報
告します。

(異議なし)

第4 次回日程

○教育長 続きまして、日程第4 次回日程について、教育総務課から説明をお
願います。

○教育総務課長 12月につきましては、12月25日(金)、1月につきましては、1月15
日(金)、2月につきましては、2月5日(金)、時間はいずれも午後3
時30分からを予定しています。

第5 公開終了

○教育長 以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたしま

す。傍聴人・報道はご退席ください。

第6 付議事件(非公開)

○教育長 これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

はじめに、議案第30号 令和2年11月議会臨時会の議案について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 では、11月議会臨時会の議案についての説明になります。こちらは、新潟市一般会計補正予算についてでございます。基本的には、人権費補正のみとなります。こちら、新潟市人事委員会勧告に基づきまして、マイナス勧告を行う際は、基準日となります12月1日前に議決を採るといふ必要があることから、11月臨時会を行うという形になっております。

こちら、今回は人事委員会勧告に基づきまして、職員の特別給、いわゆる期末勤勉手当、こちらが引き下げという形になりまして、そのほか市立の高校、市立の中等教育学校に勤務いたします県採用の高校籍教員につきましては、新潟県の教育職員の措置内容に準じた取り扱いを行うということですので、県の人事委員会勧告のとおり改定をするというものでございます。

具体的に言いますと、一般職員の給与体系につきましては期末勤勉手当につきまして、0.05月分引き下げ、4.50から4.45月となります。市立高校、市立中等教育学校に勤務する県採用の高校籍教員につきましては、期末勤勉手当につきまして同じく0.05月、こちらは元々4.45だったものが4.40月分となります。いずれも、12月1日からの実施予定となっております。

付議の9ページでございます。こちらは、人件費補正の影響額と申しますか。補正額になります。こちら、表の最下段の合計覧をご覧ください。いちばん最後にあります、職員手当等ボーナスの額につきましては9,960万円余となっております、それに影響する共済費の額も引き下げとなります。1,880万円余となり、合わせますと、1億1,845万8,000円の限度補正という内容になります。

この度は、月例給につきましては据え置きという形になっておりまして、ボーナスの部分が引き下げという格好になります。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。

それでは、議案第30号について、議案は適当であるとの意見で承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、議案第31号 令和2年12月議会定例会の議案のうち、令和2年度新潟市一般会計補正予算について、はじめに、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 続きまして、12月議会におけます補正予算に係る議案の説明になります。まず、はじめに、同じく人件費補正となります。先ほどは、人事委員

会勧告の改定によるものでございました。今回の人件費補正は、人の移動であつたりとか、あとは通勤手当が変わつたりとかそういった変更に伴う補正の内容となっております。

付議の11ページをご覧ください。こちらもしましたが、最下段をご覧になっていただきたいのですが、まず報酬が1億5,600万円余の減額、反対に給料が2億7,500万円余の増額となっております。

こちらにつきましては、今年度から会計年度任用職員の制度が始まりました。当初予算のときには、一定程度の会計年度任用職員の目安と見込んでいたのですが、見込んでいたのですが、これまで非常勤職員だった方が再任用というパターンと、会計年度任用職員のパターンで言えば、なんて見込んでいたのですが、就かれる方がいらっしゃるのですが、我々が想定していたよりも再任用の方が多く、会計年度任用職員としての方が少なくなったということもございまして、報酬が減額になり、給料が増額になったというふうな動きとなっております。

続きましては、職員手当につきましては、1億4,800万円余の減額となっております。こちらは、主に退職手当、こちらは当初予算で見込んでいた金額よりも大きく、退職される方が減ったということがございます。ですので、そこがいちばん大きなところでございます。

続きまして、共済費が1億6,000万円余の減額となっております。こちらは、共済費の率につきましては、当初予算の段階では概ね前年度に分かる中での数値を採用しているのですが、実際に、毎年掛ける率が変わってくるものもございまして、それに合わせまして、今回も引き下げという形になりまして、1億6,000万円余の減額となっております。合計、合わせますと1億9,000万円余の減となります。

一般職員、会計年度職員の増減につきましては、先ほどご説明したように、再任用の方が多く、会計年度任用職員の方が減ったという形になっております。

では、続きまして、12ページをご覧ください。12ページ以降につきましては、事業に係る補正予算となっております。12ページのいちばん上、学習用端末整備事業でございます。こちらは、GIGAスクールに伴いまして、5月の臨時会において、児童生徒用約5万8,000台と先生方の端末を今年度中に整備するための通達を行いました。この際見込んでおりました先生用の台数につきましては、学級担任の数として補正をさせていただいたところですが、ただ、GIGAスクール構想のさらなる推進のために、学級担任だけではなくて、授業を担当いたします教員のすべての方に配置することが必要であると考えまして、不足する台数につきまして補正をするというものです。

下の購入台数が、具体的な数字です。これまで調達しておりました台数としましては、合計約2,500台に対しまして、さらに1,000台を今日、追加で補正をするというものです。

なお、5月臨時会につきまして補正をさせていただいた部分につきましては、5年間のリースで予算を計上させていただいたところでございますけれども、今回追加する1,000台につきましては、国よりの財源が今年度に限ってありまして、今回は一括して買い取りを行うというふうに取り扱いと思っております。

ですので、歳出合計額が5,700万円となっているなかで、歳入につきましても同額、国から入ってくる交付金を活用したいと考えております。

続きまして、13ページをご覧ください。2番目の、家庭学習のための通信機器整備支援事業です。こちら、GIGAスクールの構想の関係がございまして、教育委員会におきましては、タブレット端末を持ち帰り、家庭での学習においても活用することを、のちのち想定をしているというところがございます。そのため、Wi-Fi環境の整備が厳しい家庭の支援といたしまして、モバイルルーターの端末を貸し出しができるように、この度一斉に調達を行おうというものでございます。

ちなみに、タブレット端末の持ち帰りにつきましては、具体的にいつからどのように活用するかについては現在、検討しているところでございまして、この度、国の財源が今年度限りということもございまして、このタイミングで、それぞれその財源をより有効に活用することから、補正予算の提案をするというものでございます。

なお、購入台数につきましては、1万2,000台ということで、約Wi-Fi環境のない児童生徒数のアンケート調査を行ったところ、約19パーセントの方がWi-Fiの環境が整っていないというところがございまして、約11,000台プラス予備費ということで1万2,000台を今回、一括して購入というものです。こちら、先ほどと同じように、国から補助金が入りまして、全額国の財源で補正を行いたいというふうに考えております。

続きまして、付議14ページでございます。学校施設の修繕等でございますが、こちらの14ページから16ページの5番までは、通常であれば、令和3年度の当初予算に計上すべきような内容のものなのですが、この度、市全体の取組みの中で極力、来年度に予定していたものを今年度中にやろうというふうな動きがある中で、前倒しをして補正を行うというような意味合いのものです。

14ページの3です。まず、一つ目ですが、学校の老朽化した学校の修繕工事を行うというものです。それぞれ記載の学校の工事につきまして、緊急性の高いもの、かつ事業費の大きいものにつきまして、この度補正を行うというものです。二つ目の鳥屋野小学校につきましては、児童が急増している中で、給食室の厨房機器の能力が足りないということがございます。ですので、そちらの機器を入れ換えするという内容のもの。次が、旧太田小学校につきましては、平成30年に葛塚東小へ統合したのですが、旧太田小学校の校舎部分につきましては、文書館という形でただいま整備をしております。残りの体育館とプールにつつま

しては解体を行うという内容のものでございます。こちら、全体でいいますと補正額が1億 5,200 万円となっております。こちらは、これから工事となりますと、年度内には終了することができませんので、全額翌年度へ繰り越しをするというような補正につきましても、併せて議決を得ようというものでございます。

続きまして、15 ページの4、学校給食センターの整備等更新ですが、こちらは今度、学校給食センターにおけます機器の設備の更新について補正するというものです。基本的には事業費が大きく、かつ年数が経過し、交換部品のないものにつきましては現在、今の財源を活用しまして入れ替えを一気に行おうというものでございます。それぞれ、記載の給食センターの必要な機器の入れ替えを行うというもので、全体の額としましては1億4,000万円余となっております。こちらも、同じように同額、翌年度に繰り越しをするということも併せて議決をとるというものです。

続きまして、付議 16 ページです。5、旧かたひがし生活体験館解体事業でございます。旧かたひがし生活体験館といいますのは、調理室であったり、木工、陶芸等の体験ができる館といいますか、施設であったのですけれども、この度、潟東の地域実行計画の中におきまして、新たに潟東コミュニティセンターを設置し、開館しました。つきましては、このかたひがし生活体験館の用途が必要ないということになりまして、今年の春に廃止をしましたけれども、この跡地を売却できるように、建物を解体するという工事費の補正の内容です。金額は 3,300 万円となり、こちらも併せて翌年度に繰り越しをするというものでございます。

最後でございますが、付議 17 ページでございますが、こちらは債務負担行為の設定というものです。債務負担行為の設定とは何かといいますと、本来であれば来年度、予算を計上し、その計上する中で、来年度の4月以降から事業を始めるものなのですけれども、来年の4月から、もうすぐにでも、要は事業を行う必要があるということから、入札とかそういった契約の準備行為を今の内にさせていただきたいという内容のもので、予算の補正というのも、その準備をさせていただきたいというような議決を採るというものでございます。

具体的には、ICTの支援員の配置事業でございますが、こちら、国の内容や動きでもございますように、基本的には各学校4校に1人、ICT支援員を配置しまして、今後のICT機器につきまして、日常的な活用、メンテナンスも含んだ支援を行うICT支援員を配置することで、事業におけますICT機器の有効活用を図るというものでございます。こちらの支援員につきましては、臨時休業の緊急時におけますオンライン学習環境の整備においても、教職員を支援する役割を担う存在として期待したいというふうに考えております。

年度内に入札等を行いまして、できましたら来年の4月から以降、早期の段階で支援員の配置をしたいというふうに考えております。

- 教育長 ここまでの説明に、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いします。
- 市嶋委員 先ほどのGIGAスクールのWi-Fi環境の貸し出し予定の1万2,000台ですけれども、これは、アンケートをとったものを正直にこの数字になっている感じなのでしょうけれども、今後、アンケートでないと人からは貸し出すという基準もこれから作られると思うのですけれども、これは契約なので、多分、契約している限りは毎月、毎月お金はかかっていくものなのか、ランニングコスト的な感じですとかかるお金になるのですか。そこを聞きたいのです。これが毎年、契約台数が変わるのかとか、どうなのでしょう。
- 学校支援課長 学校支援課がお答えします。この度、ここで補正予算を計上するのは機械のみでございまして、通信費につきましては含まれておりません。通信費の補助についてもどのようにするか、これまで検討を重ねてまいりましたがなかなか結論が出ませんでした。
- 例えば、就学援助の家庭であっても、Wi-Fi環境の整備が整っているご家庭もあれば、そうでないご家庭でも、家庭の方針としてWi-Fi環境がない場合もあります。あるいは今後何年間もランニングコストがかかることから、この度、現段階では、教育委員会からの通信費の補助は入れないということで現在は考えています。
- 市嶋委員 どこかには、通信費ということを予算組みされているわけですよね。
- 学校支援課長 いえ。
- 市嶋委員 してない。
- 学校支援課長 各ご家庭でも負担をいただくということで。
- 市嶋委員 それは家庭で払っていただくということですか。分かりました。
- 学校支援課長 それを早めにお伝えしてまいりたいと思います。
- 市嶋委員 ありがとうございます。
- 学校支援課長 加えて、令和6年度からは、教科書自体がデジタル化されるという方向で今、国も進めております。そうしたときは教科書を家庭でもう当たり前のようにタブレットで見るということを想定いたしますと、やはり、初めから家庭でご負担をいただくという形にしておいたほうがよいと考えました。
- 市嶋委員 分かりました。
- 田中委員 今、私は市嶋委員の質問って、このモバイルルーターの端末そのものがレンタルだったと思って質問したのかと思うのですけれども、これは買い取りなのですか。
- 学校支援課長 これは、もの自体を買って、それをWi-Fi環境がない世帯の希望者に貸し出しをするという形になります。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 田中委員 先ほど、付議 14 のところで、学校施設修繕等の話に入るときに、来年度のを極力、今年度行うというご説明があったかと思うのですが、もう少しそのあたりを詳しくお話いただけますか。

○教育総務課長 全体の話の全体の話になりますけれども、まず、今のコロナ禍の中で、今年のコロナ禍以降の市民所得といいますか、給与所得がだいぶ引き下がっているとありますと、来年度の税収がだいぶ引き下げをされるというふうな見込みになっております。そうありますと、来年度の予算を組むにあたって財源が少ないという状況の中で今、全体の動きの中で、今年の財源がまだあるという状況の中で、来年度やろうとしていたものを今年のうち予算化し、今年の財源を使って、来年度にかけて事業を行うということが今、教育委員会に限らずそういうふうな動きになっております。

○田中委員 分かりました。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、新潟市小学校条例の一部改正について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 続きまして、付議 18 ページになります。小学校条例の一部改正でございます。こちらは、先ほども 11 月の定例会におきまして、ご説明させていただいたところでございます、潟東小学校の移転に伴いまして、位置の変更を行うというものでございます。

こちらは、これまで西蒲区の今井というところから、移転先の西蒲区三方、さんぼうと読みますけれども、三方 250 番地に変えるということで潟東中学校の同じ敷地内になりますので、中学校と同じ住所という形になります。

19 ページは、議案の形と、20 ページは新旧対照表という形になっております。

○教育長 この件についてご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、指定管理者の指定について、地域教育推進課から説明をお願いします。

○地域教育推進課長 付議 21 ページ、指定管理者の指定についてをご覧ください。新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理運営について、今年度末に現指定管理者による指定期間が満了するため、環境をサポートする株式会社きらめきを次期指定管理者として指定するものです。指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月 31 日までの5年間となっております。

それでは、詳細についてご説明いたします。付議 23 ページ、資料1をご覧ください。各分野の有識者6名で構成される評価会議を設置し、業務仕様書、選定基準、評価項目等を決定して、8月末より公募により、指定管理者の申請を受け付けたところ、環境をサポートする株式会社きらめき1団体から申請がありました。

提出された指定申請書類および事業計画書について、第2回評価会議で公開プレゼンテーション、およびヒアリングを実施し、選定基準、評価項目に基づく評価をしていただきました。その評価会議の評価結果

については、裏面の付議 24 ページの別表をご覧ください。評価会議の委員6名の平均点の合計で、100 点満点中 87.5 点の評価を得ました。

所管課といたしましても、評価会議での評価をはじめ、文化芸術活動支援と青少年体験活動推進の複合施設という、施設の特性を十分に理解して、各事業提案がなされていたこと。そして、地域との連携、地域、社会貢献活動の取組みが高く評価できること。安全確保策もきめ細やかであり、管理を安定して行える能力を有していること。そして、他の施設との差別化を図る取組みが提案されており、課題である利用促進につながると期待できること。以上のことから、指定管理者としての業務遂行能力を有していると判断し、候補者として選定するものです。提案の概要については資料2のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

- 教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。
- 田中委員 付議 24 の評価結果というものは、現指定管理機関の評価の点数ではないですね。
- 地域教育推進課長 今回の評価結果でございます。
- 田中委員 今回の計画書に対する評価結果ですね。そうすると、この上にある参考というところ、平成 30 年4月から令和3年3月までの期間の総評として出ていますが、この評価はどんなふうになっていましたか。
- 地域教育推進課長 上の総評のところは、現在のきらめきの評価です。つまり、この総評という枠までと、その下の部分は別ものでございます。
- 田中委員 そうですね。つまり、私が聞きたいことは、現きらめきの会社が、平成 30 年からスタートする前のときに、同じようなこの形で選定基準に則って、計画が示されて活動してきたわけですね。そのことに対しての評価は、教育委員会としてどのようにしていたのでしょうか。
- 地域教育推進課長 年に1回、目標管理型評価というものを作成しておりまして、それを全部ひっくりめたものが総評として出てきたものです。
- 田中委員 つまり、毎年ここにあるような基準に則って評価をされ、その総評として、ここにある。
- 地域教育推進課長 その上の部分です。
- 田中委員 そういうことですね。分かりました。芸術創造村・国際青少年センターは、開所するときから見てきて、とても素晴らしい運営をしていると思うのです。館長をはじめ、職員が一生懸命頑張って、いろいろなところとの連携をしながらよくやってきていると私は思うのです。それが、この総評に載っているのだけれども、このわずか5行の中に含まれてくる内容はものすごいものがあると思うのです。ですので、もっともっと宣伝をして、こんなに素晴らしい施設なのだということをやってもいいのだろうと思うし、

そういう実績のもとでまた今回、評価会議でこういう点数がつけられたと思うのです。とても素晴らしいので、私はこれに全然異論はないのだけれども、ぜひ、この素晴らしさをもっと市民にPRできたらいいと思って聞かせていただきました。

○地域教育推進課長 ありがとうございます。広報とか市民に対するアナウンスに関しては、指定管理者だけに任せるわけではなくて、私たち課としても、ホームページだとかいろいろなところの学校に直接出向いたり、校長会だとか市小研だとかいろいろなところに出向いて、宣伝をしながら、こんな活動ができるのだ、こんな使い方もできるのだということをアナウンスしながら、さらに進めていきたいと思います。連携を深めていきたいと思っております。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第31号について、議案は適当であるとの意見で承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、議案第32号 教職員の人事措置について、学校人事課から説明をお願いします。

教職員の人事措置について審議 ⇒ 承認

第7 報告(非公開)

○教育長 次に、報告案件に入ります。
はじめに、令和4年度 新潟県公立高等学校入学者選抜学力検査等の実施期日について、学校支援課から説明をお願いします。

令和4年度 新潟県公立高等学校入学者選抜学力検査等の実施期日について報告

○教育長 次に、潟東地区公民館の指定管理について、中央公民館から説明をお願いします。

潟東地区公民館の指定管理について報告

第8 定例会閉会

○教育長 これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

市嶋 洋介

署名委員

渡邊 純子